

平成 29 年度第 2 回公共調達監視委員会活動状況報告書

沖縄労働局

1 開催日時

平成 30 年 2 月 19 日（月） 15：00～16：45

2 審査対象期間 平成 29 年 5 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日

3 公共調達監視委員

委員長 西里 喜明（中小企業診断士）
委員 上江洲純子（大学准教授）
委員 宮里 善博（公認会計士・税理士）

4 審査契約件数 1 件（審議対象 1 件）

(1) 公共工事 1 件（審議対象 1 件）

① 競争入札によるもの

- ・審査対象件数 1 件
- ・審議対象 1 件

うち、低価格調査の対象となったもの 1 件

② 随意契約によるもの

- ・審査対象件数 0 件
- ・審議対象 0 件

(2) 物品役務等 6 件（審議対象 6 件）

① 競争入札によるもの

- ・審査対象件数 6 件
- ・審議対象 6 件

うち、契約金額が 500 万円以上 1 件

うち、参加者が一者しかないもの 2 件

うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0 件

うち、委託契約金額に占める再委託金額が 2 分の 1 を超えるもの
0 件

② 随意契約によるもの

- ・審査対象件数 0 件
- ・審議対象 0 件

うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの 0 件

うち、企画競争又は公募をしたが、参加者（応募者）が一者しかないもの
1 件

うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0 件

うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が 2 分の 1 を超えるもの
0 件

5 審議案件抽出方法

沖縄労働局公共調達監視委員会設置要綱第6条に基づき、沖縄労働局公共調達審査会から報告のあった審議案件7件全数を審議対象とした。

6 審議結果

不適切等と判断した件数 0件
結果内容及び措置状況（下記のとおり）

「公共調達監視委員会審議対象一覧表」及び「審査会調書」について、事案ごとに事務局から説明、その後、委員からの意見・質問等を受け審議した結果、審議結果は「適正に処理されている」と結論され審議が終了した。

委員からの意見・質問、それに対する当局の回答等の概要は以下のとおりである。

なお、契約案件の審議の前に、沖縄職業総合庁舎等の清掃業務・電気設備保守管理業務を沖縄労働局より受注していた（株）プライムマネジメントに対して業務不履行により当該契約を解除し、当該法人に対して入札停止処分としたことを委員へ報告した。

(1) 一般競争入札による公共工事案件について

① 通番1番（沖縄職業総合庁舎等防犯灯・防犯カメラ設置工事）

（委員） 本体価格の積算根拠及び落札価格と予定価格が乖離している理由は、

（回答） 月明かりでも撮影可能なスペックを仕様とし、当該スペックはメーカー価格をもとに積算しました。なお、落札価格が予定価格より乖離している理由については、落札業者が高所作業車を保有し、設置工事期間が大幅に短縮した事などが要因と思われま

（委員） カメラ本体のメーカー指定は行ったか。

（回答） 数社のメーカーが選定可能な仕様としております。

（委員） 積算時に他機関の入札実績は参照としたか。

（回答） 当局入札時点では他の行政機関は入札を実施しておらず、参考となる情報が少ない中で積算しました。

(2) 一般競争入札による物品・役務等

① 通番1番（平成29年度自動車賃貸借契約）

（委員） レンタカーを必要に応じてその都度配車を受けるなどの仕様に変更を行うなどの検討は行ったか。

（回答） 入札業者に確認したところ、月10日以上配車を受ける場合には通年で配車した方が安いとの回答であった。その都度配車の場合には配車に係るコストや車の手配に要する時間等から通年で配車を受けるのが妥当と判断しております。

（委員） レンタカーの稼働率を考慮して仕様上の配車数は考慮しているのか。

（回答） 年間開庁日をベースに年間使用日を各車両とも割出し、稼働率が50%台の場合には、予算の適正執行の観点から翌年度減車しております。

- ② 通番 2 番（平成 29 年度沖縄労働局健康診断業務契約）
（委員） 1 社応札が続いているが、単価の変動しないのか。
（回答） 契約単価としては上昇傾向にあります。
（委員） 健診機関は多くあると思われるが、他の健診機関が入札に応じない要因は確認しているか。
（回答） 当局の受診者数が多いことや出張健診に係る健診車両の手配が対応できないことや他の健診機関は市町村・学校・事業所等年間スケジュールが決まっている等が要因と思われます。
- ③ 通番 3 番（高速カラープリンター用インク等購入契約）
（委員） 落札率が 99.8%と高い理由は。
（回答） 高速カラープリンター用のインクは純正品納入の仕様としていことからメーカー単価と落札単価との差が 500 円程度しかないので落札率が高くなっております。
- ④ 通番 4、5 番（雇用保険のしおり等印刷業務契約）
（委員） 毎年発注する雇用保険制度に関する印刷物であれば厚生労働省より一括発注を行う方が入札事務を行わず、費用も安く済むのではないのか。
（回答） 毎年発注する印刷物であるが、求職者の制度理解を高める丁寧な紙面構成などの当局は紙面工夫し発注しております。また事業主に対しては制度変更や沖縄県の地域限定助成金制度の説明等を行うことから毎年度必要部数を発注しております。
- ⑤ 通番 6（早期離職者支援委託事業契約）
（委員） 開札結果に入札説明会のみ参加企業や仕様書のみ交付企業とあるが、説明会以外の日には仕様等の説明は行わないのか。
（回答） 原則、説明会で齊一的に説明を行っておりますが、公示後の仕様問合せは出来るだけ対応しております。
（委員） 委託事業の成果は確認できているか。
（回答） 委託業者は事業計画書に数値目標等を示し、これにより事業の達成確認しております。
（委員） 本件委託事業は一度入札不落となり、その後の再入札を行っているが、落札額に価格差が生じていない理由は。
（回答） 初回入札時は予定価格と入札額との差が大きいことから積算を精査した。また、再公示、再入札まで期間が経過し、実際の事業期間が短くなったことから仕様上の実施業務の回数を減らなどのことから落札に至っている。
- ⑥ 契約解除及び指名停止とした業者に関して
（委員） 契約解除となった経過は。
（回答） 受託者が仕様どおり業務を行わない業務不履行や当該企業の経営上の都合により契約を解除しました。
（委員） 契約解除した業者の経営状態を確認する資料（税滞納や社会保

険料の滞納等)を入札時に提出を求めているのか。

(回答) 全省庁統一入札参加資格の要件確認し、労働保険料の滞納を確認しておりますが、入札時点での労働保険料滞納ありませんでした。

以上